

様式第1号（第5条関係）

会 議 概 要

会 議 の 名 称	平成27年久喜市教育委員会第6回定例委員会
開 催 年 月 日	平成27年5月27日（水曜日）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時30分から午後3時40分まで
開 催 場 所	久喜総合文化会館 視聴覚ライブラリー室
議 長 氏 名	柿沼光夫教育長
出席委員等氏名	柿沼光夫教育長、鹿児島金衛、榎本英明、狩野和也、坪井喜代子各委員
欠席委員等氏名	なし
説明者の職氏名	柿沼教育長、関根教育部長及び各担当課長
事務局職員氏名	関根教育部長、松本教育副部長兼教育総務課長、末田参事兼指導課長、宮内参事兼生涯学習課長、奥谷参事兼中央公民館長、赤岩学務課長、堀内文化財保護課長、太田中央図書館長、甲田教育総務課総務係長、小室教育総務課主事
会 議 次 第 及 び 結 果	<p>(1) 署名委員の指名 書記の指名 会議時間の決定</p> <p>(2) 前回会議録の承認</p> <p>(3) 教育長報告 ア 平成27・28年度久喜市教育委員会研究委嘱について イ 久喜市教育委員会所管の委嘱又は任命について ウ 平成27年度久喜市一般会計補正予算（第2号）（案）に係る意見聴取について エ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について</p> <p>(4) 議事 議案第20号 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例について 議案第21号 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する規則の一部を改正する規則について 議案第22号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について 議案第23号 久喜市立幼稚園保育料等検討委員会への諮問について</p> <p>(5) その他 次回定例委員会について</p>
配 付 資 料	議案書、議案参考資料、教育長報告書
会議の公開・非公開	一部非公開（人事案件、審議・検討等情報のため）
傍 聴 人 数	0人

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>【開会の宣言】</p> <p>それでは、はじめさせていただきます。 ただ今の出席者は、委員4名と私を含め5名であります。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます、教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより平成27年久喜市教育委員会第6回定例委員会を開会いたします。</p>
柿沼教育長	<p>【開議の宣告】</p> <p>これより直ちに本日の会議を開きます。</p>
柿沼教育長	<p>【議事日程の報告】</p> <p>本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配布したとおりでございます。</p>
柿沼教育長	<p>【会議録署名委員の指名】</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名させていただきます。 本日は、坪井委員と狩野委員をお願いいたします。</p>
柿沼教育長	<p>【会議録作成者の指名】</p> <p>会議録作成者は、教育総務課、小室主事にお願いします。</p>
柿沼教育長	<p>【会議時間の決定】</p> <p>会議時間につきましては、本日の日程がすべて終了するまでといたしたいと思います、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、本日の日程がすべて終了するまでといたします。</p>
柿沼教育長	<p>【前回会議録の承認】</p> <p>日程第2、前回会議録の承認を求めます。平成27年4月23日に開催いたしました、第5回定例委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。 お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、前回の会議録につきましては、ご承認をいただきました。</p>
	<p>【教育長報告】</p>
柿沼教育長	<p>日程第3、教育長報告でございます。 報告事項につきましては、お手元の日程の ア から エ までの4件でございます。</p>
柿沼教育長	<p>まず始めに、「ア 平成27・28年度久喜市教育委員会研究委嘱について」の報告でございます。 報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。</p>
柿沼教育長	<p>指導課長。</p>
参事兼指導課長	<p>平成27・28年度久喜市教育委員会研究委嘱についてでございます。 久喜市教育委員会では、学習指導要領の趣旨を生かした教育活動が展開されるよう、研究委嘱によって喫緊の教育課題について研究するとともに、その研究の成果を本市全校に広める機会として2年間の研究委嘱を行っています。久喜市教育委員会研究委嘱事業要綱に基づき、平成27、28年度の2年間、新たに8校の研究委嘱をいたしましたので、ご報告するものでございます。 研究委嘱校及び研究主題につきましては、久喜小学校が研究開発校、菖蒲小学校が英語教育、小林小学校が体力向上と健康教育、太田小学校、久喜東小学校及び太東中学校がコミュニティースクール、久喜中学校が学習指導方法の改善、鷲宮中学校が学習指導法の改善でございます。本来ならば、4月の定例会で議決をいただき、委嘱するものでございますが、研究主題決定後の委嘱となり、教育長専決をもって研究委嘱校に委嘱を行ったものでございます。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>
柿沼教育長	<p>ただ今の報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。</p>
柿沼教育長	<p>鹿児島委員。</p>
鹿児島教育長 職務代理者	<p>小学校の英語教育について、菖蒲小学校が指定になってはいますが、今は5年生と6年生が必修で、現状として小学校の英語教育はどんな感じですか。</p>
参事兼指導課長	<p>今度、学習指導要領が改正されて教科化になります。それに向けて各学校で対応できるように、今までの外国語活動から教科として取り組めるように今、研修を進めているところでございます。</p>
柿沼教育長	<p>研究主題も今までのものと多少変わってきます。コミュニティースクールや、英語教育といった、これから取り組むものが入っていますが、よろしいでしょうか。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>ほかにご質問ありますでしょうか。</p> <p>〔「なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。</p> <p>【会議の非公開】</p>
柿沼教育長	<p>次の 教育長報告イ及びエ、議案第22号につきましては、人事案件であることから、また、教育長報告ウ、議案第20号及び議案第21号は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第4号の審議・検討等情報に該当する案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と言う人あり〕</p>
柿沼教育長	<p>異議なしと認めます。よって、これより会議を非公開とさせていただきます。</p> <p>〔これより非公開とする〕</p>
柿沼教育長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>〔休 憩〕</p> <p>〔再 開〕</p>
柿沼教育長	再開いたします。
柿沼教育長	<p>それでは、「イ 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について」の報告でございます。</p> <p>報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。</p> <p>〔非公開案件につき省略〕</p>
柿沼教育長	<p>続きまして、「ウ 平成27年度久喜市一般会計補正予算（第2号）（案）に係る意見聴取について」の報告でございます。</p> <p>報告の内容につきましては、担当課長よりご説明いたします。</p> <p>〔非公開案件につき省略〕</p>
柿沼教育長	<p>続きまして、「エ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について」の報告でございます。</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>教育長報告エにつきましては、事務局職員の人事案件でありますことから、部長、副部長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては、退出をお願いいたします。暫時休憩いたします。</p> <p>〔休 憩〕</p> <p>〔部長、副部長及び中央公民館長を除く事務局職員退出〕</p> <p>〔再 開〕</p>
柿沼教育長	再開いたします。
柿沼教育長	<p>それでは、「エ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について」、教育部長より報告いたします。</p> <p>〔非公開案件につき省略〕</p>
柿沼教育長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>〔休 憩〕</p> <p>〔部長、副部長及び中央公民館長を除く事務局職員入室〕</p> <p>〔再 開〕</p>
柿沼教育長	再開いたします。
柿沼教育長	<p>以上で教育長報告を終了いたします。</p> <p>【議事】</p>
柿沼教育長	日程第4、議事に入ります。
柿沼教育長	はじめに、議案第20号を上程し、これを議題といたします。議案書の1ページをご覧ください。
柿沼教育長	<p>議案第20号について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>〔非公開案件につき省略、全員賛成につき原案どおり可決〕</p>

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	<p>続きまして、議案第21号を上程し、これを議題といたします。 議案書の3ページをご覧ください。</p>
柿沼教育長	<p>議案第21号について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>[非公開案件につき省略、全員賛成につき原案どおり可決]</p>
柿沼教育長	<p>続きまして、議案第22号を上程し、これを議題といたします。 議案書の5ページをご覧ください。</p>
柿沼教育長	<p>議案第22号について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>[非公開案件につき省略、全員賛成につき原案どおり可決]</p>
柿沼教育長	<p>これをもちまして、会議の非公開を解きます。</p> <p>[非公開を解く]</p>
柿沼教育長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>[休 憩]</p> <p>[再 開]</p>
柿沼教育長	再開いたします。
柿沼教育長	<p>続きまして、議案第23号を上程し、これを議題といたします。 議案書の21ページをご覧ください。</p>
柿沼教育長	議案第23号について、提案理由の説明を求めます。
教育部長	<p>議案第23号 久喜市立幼稚園保育料等検討委員会への諮問について につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。 久喜市立幼稚園の保育料の検討について、別紙のとおり久喜市立幼 稚園保育料等検討委員会へ諮問したいので議決を求めるものでござい ます。 議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。</p>
柿沼教育長	学務課長。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
学務課長	<p>先ほどの議案の説明と重複いたしますが、ご容赦いただきたいと思います。先ほどご承認ありがとうございました。</p> <p>先ほどご説明させていただきましたスケジュールに基づきまして、第1回目の会議を来月下旬に開催いたしたいと考えておりますので、ここで諮問を行うものでございます。</p> <p>議案書の22ページをご覧ください。当該諮問につきましては、久喜市立幼稚園保育料等検討委員会条例第2条におきまして、委員会は久喜市教育委員会の諮問に応じ、久喜市立幼稚園の保育料等に関する事項を審議し、答申をするものと規定されておりますことから、これに基づいて行うものでございます。</p> <p>諮問書の案文の内容でございますが、先ほどもご説明させていただきましたとおり、平成27年4月からの国によります子ども・子育て支援新制度の開始に基づきまして、久喜市立中央幼稚園及び栗橋幼稚園につきましても新制度に基づく園に移行いたしましたところでございます。この新制度のもとにおきましては、保育料は保護者の所得に応じた支払いとする、いわゆる応能負担とすることが基本とされているところでございます。このようなことから、現在一律で月額8,000円としております両園の保育料の見直し検討につきまして、久喜市立幼稚園保育料等検討委員会の意見を求めるといったものとなっているところでございます。</p> <p>なお、参考資料といたしまして、参考資料の3ページ、4ページに前回諮問をいたしました諮問書の写し等を付けてございますので、ご覧くださいと存じます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
	<p>【議案質疑】</p>
柿沼教育長	議案第23号について、質疑をお受けいたします。
柿沼教育長	鹿児島委員。
鹿児島教育長 職務代理者	ちなみに今の私立の幼稚園の保育料はどのくらいですか。
柿沼教育長	学務課長。
学務課長	ちょっと今細かい資料を全部は持っていないのですが、大体2万5,000円前後というふうに聞いております。
柿沼教育長	私立は一律なんですよ。
学務課長	私立の場合は園によって違います。
柿沼教育長	園によって違うけれども、応能負担ではないですよ。
学務課長	はい。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
柿沼教育長	今度の新制度では、応能負担で所得に応じて保育料を段階的に決めるということです。
鹿児島教育長 職務代理者	なるほど。応分の負担ですね。
柿沼教育長	ほかにご質問はありますか。榎本委員。
榎本委員	委員長さんはどなたですか。
学務課長	これは委員の互選で決めていただくことになりますので、現在のところはまだ決めていないところでございます。
柿沼教育長	ほかにご質問はありますか。 〔「なし」と言う人あり〕
柿沼教育長	特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。 【採 決】
柿沼教育長	各委員さんより「賛否」のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。 〔「異議なし」と言う人あり〕
柿沼教育長	異議なしと認めます。よって、「議案第23号 久喜市立幼稚園保育料等検討委員会への諮問について」は、全員の賛成を頂きましたので、原案どおり可決いたしました。 【議案審議終了】
柿沼教育長	以上をもちまして、本日提出されました議案につきましては、すべて終了いたしました。 【次回定例委員会の開催】
柿沼教育長	日程第5、次回の定例委員会開催日の案でございますが、事務局よりご説明いたします。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
教育副部長兼 教育総務課長	それでは、次回の定例委員会の日程でございます。第1案としましては、6月25日を予定しておりますが、いかがでしょうか。6月25日、木曜日、1時半からです。場所は菖蒲文化会館（アミーゴ）の多目的室で予定をしておりますが、いかがでしょうか。
柿沼教育長	ただ今の提案につきまして、ご都合はいかがでしょう。
狩野委員	久喜市の人権啓発の実行委員会というのがあるようですが。
柿沼教育長	人権啓発実行委員会所管はどこですか。生涯学習課長。
参事兼 生涯学習課長	予定としては25日という案を聞いているところです。
教育副部長兼 教育総務課長	では、第2案といたしまして、6月29日1時半はいかがでしょう。場所は菖蒲コミュニティセンターのボランティアビューローで予定をしております。
	〔「はい」と言う人あり〕
教育副部長兼 教育総務課長	それと、定例委員会の今後の運営の仕方を事務局から提案させていただきたいのですが、毎月日にちを指定させていただきたいと思っております。そのほうが教育委員さんも都合を入れやすいということと、あと効率的に会議を運営したいということから提案させていただきまして、7月以降は毎月25日ということで考えておるんですが、その日程で定例会を開催する方向でよろしくお願ひしたいのですが。
柿沼教育長	7月は土曜日だよ。
教育副部長兼 教育総務課長	一応、基本は25日という形で、そういった土曜日などは前後という形でお願ひしたいと思ひます。
鹿児島教育長 職務代理者	25日前後としておかないといけない。日にちを決めてしまって大丈夫ですか。
教育副部長兼 教育総務課長	基本は25日前後という形で予定を組ませていただくということでお願ひしたいと思ひます。
榎本委員	第何週の何曜日って決めるのが普通ではないですか。日にちを決めてしまうと、曜日がずれてしまうような気がするのですが。

審 議 会 等 会 議 録

発言者	会議のてん末・概要
教育副部長兼 教育総務課長	どちらも一長一短なんですけど、どちらがよろしいかなという相談もさせていただきたいと思います。
榎本委員	第4木曜日が多いんじゃないですか。
教育副部長兼 教育総務課長	第4週の何曜日とかということでお願いします。
柿沼教育長	7月は決算審査がある。
鹿児島教育長 職務代理者	前も第3金曜日とか決めたけれども、全然だめだった。木曜日が多かった。
教育副部長兼 教育総務課長	では、第4週の木曜日という形で、原則という形にさせていただきますので、よろしく願いいたします。
柿沼教育長	それでは、次回の定例委員会は、6月29日、月曜日、時間は午後1時30分からとさせていただきます。詳細は追って事務局からお知らせいたします。
柿沼教育長	<p>【閉議、閉会】</p> <p>これをもちまして平成27年久喜市教育委員会第6回定例委員会を閉議、閉会といたします。</p>

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

平成27年 6月29日

教育長 柿沼 光夫

委 員 坪井喜代子

委 員 狩野 和也